(審議会の組織)

- 第47条 条例第26条に規定する旭川市営住宅審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもつて組織する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市営住宅に居住する者
 - (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、市長が行う公募に応じたもの (審議会の所掌事項)
- 第48条 審議会は、市長の諮問に応じて、市営住宅の管理運営について意見を具申するものとする。
- 2 市長が諮問する事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 条例第6条に規定する住宅困窮状況判定表の基準に関すること。
 - (2) その他市長が必要と認めた事項

(審議会の会長及び副会長)

- 第49条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を処理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に共に事故があるとき、又は会長及び副会長が共に欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(審議会の委員の任期)

第50条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の招集)

第51条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

(審議会の議事)

- 第52条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第53条 審議会の庶務は、市営住宅課において処理する。